

## 審議された議案と結果

### 第3回臨時会 (11月6日)

議会構成	
常任委員会委員の選任	決定
風野和視議員 文教厚生常任委員会	
榎戸和也議員 総務常任委員会	

傍聴にお越しください

市議会では、市民の皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも、ぜひ議会の傍聴してみませんか。  
本会議の開催日など、詳しくは議会事務局へお問い合わせください。

#### 傍聴手続は簡単です

本会議を傍聴するときは市役所岩瀬庁舎 第2庁舎3階の傍聴席入口で氏名、住所、年齢を受付簿に記入するだけです。

#### 傍聴席は先着順で50席

先着順となっていますことをご承知ください。団体で傍聴を希望するときは、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。

お問い合わせ：桜川市役所 岩瀬庁舎  
議会事務局 TEL 0296-75-3111  
(内線 2510)

### 第4回定例会 (12月4日～9日)

平成25年度補正予算	
一般会計補正予算(第4号)	可決
国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	可決
水道事業会計補正予算(第3号)	可決
条例の制定・改正	
税条例の一部改正	可決
国民健康保険税条例の一部改正	可決
市営住宅管理条例の一部改正	可決
市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正	可決
人事・その他	
選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	決定
副市長の選任	同意
教育委員会委員の任命	同意
監査委員の選任	同意
公平委員会委員の選任	同意
市道路線の廃止	可決
市道路線の認定	可決
議員提出議案	
市議会議員の請負禁止等に関する条例	可決
請願	
新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する請願	継続審査

### 平成25年11月7日(木) 大分県臼杵市が視察来庁

## 「デマンド型乗合タクシー」について意見交換

大分県臼杵市議会総務委員会の久藤委員長ほか7名が行政視察に来庁されました。

当市議会からは林議長、市からは企画課長及び企画課担当職員が同席しました。路線バスの相次ぐ廃止や、人口減少と高齢化社会等を踏まえ、移動制約者の足として地域に点在する交通空白地域の解消に加え、

市民の生活交通の充実による地域商店街の活性化を図るため、「デマンド型乗合タクシー」について視察研修されました。

この研修では、これまで桜川市が取り組んできた事業について担当職員より説明があり、地域の実情に即した生活交通の実現に向けて意見交換を行いました。



地域の実情に即した生活交通の実現に向けて意見交換



榎箕ヶ池(下池)

## 災害復旧・ため池整備事業

**問** 榎箕ヶ池の耐震点検調査委託料400万円はどのような調査をするのか。  
**答** 調査内容は、ボーリング調査・土質調査をし、最終的にハザードマップを作成する予定です。  
**問** 台風18号の影響により災害復旧費として約4200万円の補正をしているが、被害を受けているところをどこまでやれるのか。地元の区長に回答できる形で進めていただきたい。  
**答** 台風による災害の復旧は14カ所予定をしていますが、議決後、早めに各区長

## その他

**問** 子ども・子育て支援事業の委託料について、これは新しいシステムを導入するために委託するのか。  
**答** 子ども・子育て支援制度施行に向けて必要となるシステムの経費で、全て新しくなるということです。  
**問** 今回、1100万円の公金着服があり、公金等取扱適正化計画が出されたが、この内容について、早めの対応ができなかったのか。また、今回は1人で担当をしていたということだが、全体の責任ということを持っていけば事件がなくなるのではないか。やはり公金に対する考え方、自覚の仕方など、部課長を交えた中で毎月1回は確認することが必要だと思うが。  
**答** 今回、全体責任をとる体制をつくったものが、公金等取扱適正化計画です。過日の全員協議会の後、総務部長、会計管理者名で全職員に通達しました。

### 桜川市議会議員の請負禁止等に関する条例

(目的)  
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の趣旨を尊重し、桜川市議会議員(以下「議員」という。)の兼業等を禁止し、議員の政治倫理を高め、もって清廉で公平な議会運営を確保することを目的とする。

(議員の請負等の禁止)  
第2条 議員は、市に対し、工事請負、物品購入及び業務委託の契約をする者及びその支配人又は同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

(関連企業の契約の自粛)  
第3条 次に掲げる議員の関連企業は、市との工事請負、物品購入及び業務委託の契約を辞退しなければならない。  
(1) 議員の配偶者又は1親等以内若しくは同居の親族が役員をしている企業  
(2) 議員の配偶者又は1親等以内若しくは同居の親族が3分の1以上の資本金その他これに準ずるものを出資している企業  
(3) 前2号に掲げるもののほか、議員の配偶者又は1親等以内若しくは同居の親族が実質的な影響力を持つ企業

(議員の相互監視)  
第4条 議員は、前2条の規定に違反する事実があると認めるときは、議員倫理調査特別委員会の設置を議会に求めるものとする。

(委任)  
第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則  
この条例は、公布の日から施行する。

**桜川市議会議員の請負禁止等に関する条例を可決**  
市民の代表である市議会議員が、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、清廉で公正な議会運営を確保するために「桜川市議会議員の請負禁止等に関する条例」が議員提出議案として上程され、可決されました。  
この条例は、議員が市に対し請負(工事・物品・業務委託)の禁止を定めたものです。  
**問** この請負禁止条例は、例えば石工事等があった場合、石材組合が仕事を請負い、議員が経営する会社を下請けになる場合はどうなのか。  
**答** 違反と思われる場合は、「議員倫理調査特別委員会」の設置を議会に求める」と入れてあります。その前に、議員同士で監視する目的もあると思います。  
**問** 市の工事契約を既にやっている場合はどうなのか。  
**答** 条例の施行前に契約したもので、縛ることはできないと理解しています。